

都市コミュニーの発展

——サン・カンタンのコミュニー証書の分析を通じて——

守 山 記 生*

The Urban Development of the Commune
—The Example of Saint-Quentin, One of Medieval Towns—

Norio MORIYAMA

(1977年9月30日受理)

1. 都市コミュニーの成立

サン・カンタン Saint-Quentin のコミュニーの発展で問題となる諸点を検討する前に、まず同市のコミュニーの成立について触れておきたい。サン・カンタンは、すでにローマ帝政末期に Augusta Veromanduorum と称し、中世に入って最初の伝道者聖カンタンの教会を核としてその周囲に発展してきた都市である。一方、ヴェルマンドア Vermandois 伯の拠点都市としても重要な位置を占めてきた¹⁾。

サン・カンタン市のコミュニーがいつどのような状況で存在するようになったかについては甚だ漠然としている。しかし、1151年頃の「サン・カンタンのコミュニー証書」 Le Etablissement de le Quemune de Saint-Quaintin (原文のまま、以下では単に「証書」と呼ぶ²⁾) の序言 préambule は次のように述べている。「サン・カンタンのコミュニー証書は最初から存在する。市民 bourgeois と同じように、サン・カンタンの騎士と聖職者は、(後者は) 彼らの聖職者としての身分は損わないで、伯エルベール Herbert とその妻の許可によって、各々のコミュニー quemune の人々の誓約によって、神と聖カンタンに対する忠義を損わないで、又同時に伯と伯夫人の権利を損わないで、それを固く保持することを誓った³⁾。」又、1195年に、フィリップ・オーギュスト Philippe August (以下では Ph. オーギュストと呼ぶ) が確認したコミュニー特許状の序言にも同じ趣旨のこと⁴⁾ が書かれている。

従って、コミュニーの成立そのものについては以下のことを述べるができるであろう。ヴェルマンドア伯エルベール4世(1045—80又は81)によって許可されたこと。市民のほか、貴族・騎士、聖職者もコミュニー維持の誓約に参加していること。序言の内容から推測するかぎり反乱によるコミュニー成立とは思われないが、どのような経過の後に設立されたかは具体的には不明である。又、次のことも言えるであろうと思われる。つまり、口頭ではなくなんらかの公文書によってコミュニーは設立されたこと。更に、留保事項として伯の既存の権利遵守を明言していることは注目される。尚、補足的に述べれば、サン・カンタンのコミュニー成立では、司教のイニシアティブの際立っているノアイヨン市の場合などと違って、教会の主導下で行われてきた「神の平和」との関係⁵⁾ において—

* 史学研究室

一般的な問題はともかく論ずべき点はさしてない。

サン・カンタンのコミューン成立そのものでの問題点は上述したことぐらいつきる。しかも、「証書」の序言を判断の材料としてきた。事実、同時代の記録でサン・カンタンのコミューン成立そのものについて述べている史料は全くない。12世紀に入ると、ギベール・ド・ノジャン(1053—1124/30, 1104以後ノジャン修道院長)は周知のように、ランのコミューン運動の詳細な経過とアミアンのコミューン成立について若干触れているけれども、彼にサン・カンタンのコミューン成立についての情報を期待するのは余程注目すべき大事件でなかったかぎり時期的にみても無理なことであろう。彼のサン・カンタンに関する記述は、巨額の金銭で買収されたラン司教ゴードリ Gaudry が1111年にすでに結成されていた同市のコミューンをノアイヨン市とサン・カンタン市の特許状にならって⁶⁾認めたと書いている個所だけである。このサン・カンタン特許状も散失したようであり、成立時以後のものであろうと思われる。

更に、サン・カンタンのコミューン成立とその後の経過を知る手掛りになる公式の文書としては、1191年頃のヴェルマンドア女伯エレオノール *Éléonore de Vermandois* の特許状の一部と1195年の Ph. オーギュストの特許状しかなく、これらとてもコミューン成立時の判断の材料となるのはその序言の部分だけ⁷⁾であろう。両特許状以前のコミューンに関する公式の文書はすべて散失してしまって現存していないようである⁸⁾。

しかしながら、一方では、公式の文書ではないが市民自身の手になる1151年頃の「証書」がある。この「証書」の内容から判断すると、成立時はともかくそれ以後の市民自体のイニシアティブによるコミューンの発展を跡づけることが出来るように思われる。以下では、「証書」の分析を通じて、サン・カンタン市のコミューンの発展をたどってみたい。

2. 都市コミューンの発展

I. サン・カンタンのコミューン証書

「証書」は序言と53条から成っているが、そのうちエレオノールと Ph. オーギュストの両特許状⁹⁾とほぼ共通するのは序言のほか10条項にしかすぎない。それらはコミューン市民の最低限ではあるが主要な要求事項である。まずコミューン市民の身体・財産の不完全な保障を規定している。市民は盗人を捕えて裁判に引き渡しても免責されること。市民は市外では裁判にかけられないこと。新興の市民はその財産を自由に処分することができる。市民は農耕のために長期間市外に出ることができる¹⁰⁾。最後の条項は、市民の経済的存在形態がサン・カンタンでも半農業的であることを示唆するものであろう。つぎに、どのコミューンにおいても主たる目標の一つであった領主の恣意的な課税が禁止され、租税は固定されている (art. 3, 18, 25, 28, 34, 46)。ほぼ共通する条項は以上である。

以下では、Ph. オーギュストの特許状では削除されているが、この「証書」が書きつらねている条項を検討してみよう。まず最初にコミューン誓約の条項がある。「共同の援助・集会・保有・防衛を全員で誓約する」(art. 2)。コミューンへの加入はどうなっているか。「門はすべての人々に開かれている」(art. 28)。「望む者は誰でも又どこ出身地の者でも、盗人でないかぎり、コミューン内で生活することができ、当市内にやって来る者に手をかけたり暴力を揮ってはならない」(art. 4)。条項の示す通り、加入条件は非常に開放的である¹¹⁾。ただし、市内居住には市長とエシュヴァン *échevins* の許可を要する (art. 49)。一方、構成員のコミューンに対する反抗は厳しく罰せられる。「コミューン加入者で、怒りや軽蔑によって不当にもその所属を放棄しようとする者は家屋の破壊か永久追放に処

す」(art. 30).

Ph. オーギュストの特許状とは著しく違って、コミューンの裁判権は包括的になっている¹²⁾。実際に機能していたかどうかは不明な点が多いが、次のような原則的な条項がある。「コミューン裁判は市民、騎士及びすべての者を最後に至るまで拘束し裁く。すべての者に対する裁判は完全にこのコミューンに帰する」(art. 20)。コミューン裁判所、特に市長に大きな権限が与えられ、競合していた伯のエシュヴァン裁判所は前者に組み込まれようとしている。「市長の処罰権」が規定され (art. 16, 33)、「殺人犯も市長とエシュヴァンの判決 *jugement du maire et des échevins* に従い」、「場合によっては酷刑に処される」(art. 17, 47)。又、市長の権限は伯(城代)の裁判権にもくい込んでおり、「伯役人の公正を欠く裁判に対して、市長は叱責し、不同意のときは市長が判決することができる」(art. 32)。しかし、強力な権限をもつ市長とその協力者となったエシュヴァンを相互に規制させている。「エシュヴァンの一人が収賄の罪を犯せばコミューン選出の陪審員 *jurés* が、市長の不正の場合にはエシュヴァンが、それぞれ当人の家屋破壊か他の制裁を加えることができる」(art. 27)。又、コミューン自体に対する犯罪は当然コミューンによって罰せられるが、勢力の有無にかかわらずすべての者がその対象となった (art. 40)。

Ph. オーギュストの特許状で削除されていて、この「証書」で書かれている条項で注目されるのは、伯と「在地の貴族・騎士¹³⁾」への積極的な対抗の姿勢である。まず、在地の貴族・騎士に対しては、彼らによる都市の平和破壊を用心し、逆に軍事的援助を求めようとしている。「在地の貴族は市の周辺3里以内に要塞 *maison forte* を持ってはならない」(art. 7)。「在地の騎士はコミューンの危急時に必要ならば武装して助力しなければならずこれを回避させる上級の領主(在地の貴族)にはコミューンか市長の制裁を加えることができる」(art. 26)。その他に、在地貴族の自己及び配下の騎士に対するコミューン裁判拒否・配下及び市内の者に対する掠奪・詐取・無担保の借入れをそれぞれ禁止している (art. 22, 29, 35, 41-43)。上述したコミューン裁判権による拘束をもふくめてこのようにコミューンによって警戒され、該当条項にも参加を示唆する文言の見当らないこれら在地の貴族・騎士はもはやコミューン維持の誓約には参加していないとみるべきであろう。彼らがコミューン維持の誓約に加わっていないとすれば、これらの条項はまずコミューン構成員自体に向けられた在地の貴族・騎士を拘束しようとする呼びかけに他ならないと思われる。更に、注目すべきは、成立時には参加していた在地の貴族・騎士がコミューン維持の誓約から離脱しているとすれば、この「証書」はサン・カンタンのコミューン成立時とは違った発展段階を示すものに他ならないということである。

伯への対抗もきわめて積極的である。まず、サン・カンタン市の平和をコミューン自体で守ることを前提として、その利害にそって伯の利害を組み込もうとしている。「伯が市内に要塞を持つときには、その守備隊は市民の破壊 *destruction des bourgeois* を目ざす者であってはならず、市長と陪審員に認められたコミューン構成員に限られる」(art. 31)。他方、市内外での伯の実力行使を規制する。「伯が駐屯部隊を市内に置くことを強制したときには、彼らは追い出されるであろう」(art. 44)。又、「伯が市内に入るときの護衛の騎士は4人か12人に限られる」(art. 44)。「伯は市民に対して大声で恥辱・罵倒してはならず、その下士 *sergents* に暴力をそよのかしてはならない」(art. 12)。伯の課す軍役 *service d'ost* もコミューンの利害にもとづいて規制される。「伯が軍役を課すときは、コミューンの利益と同意にもとづいて、同じ日のうちに帰宅できなければならない」(art. 7)。つぎに、前述した領主課税の制限もふくめて、伯の恣意的な取奪を規制しようとしている。

「伯の金銭の強要に好意によるほかは応じる義務はなく」(art. 46), 「壕をつくる賦役 *corvée* 義務もない」(art. 8). 他に, 伯に信用貸しするパン・肉・ブドウ酒の量を制限し, 伯の債権者へのコミューンによる補償を決め (art. 36), 伯役人の市民に対する職権濫用も禁止している (art. 14, 15, 19).

これらの伯への対抗条項¹⁴⁾もまずコミューン構成員自体の結束を固めようとする姿勢の表われに他ならないとみるべきであろうが, 市民がこのような高姿勢を取り又取る必要があったのは伯のサン・カンタン市支配の特有なあり方をも推測させるのである。

II. 都市コミューンの発展

「証書」の内容は特に都市の平和の獲得をめぐる市民自体のきわめて積極的な姿勢を示している。更に, この「証書」はウー市民の要請でサン・カンタン市民が書き送ったものであり, このような市民間の情報交換はコミューンの成立・発展の重要な一側面であると思われる。

一方, この「証書」がサン・カンタンやウーの伯・領主層をどれほど具体的につき動かしたのか, 端的にいえばその全体又は一部が彼らに認められていたのかどうかという重要な側面になると手掛りとなる特許状が特にサン・カンタンのそれが現存していないこともあって不明な点が多い。しかし, この側面が不詳であるからといって, 「証書」の持っている最も重要な側面が失われるとは思われないのである。

プティ・デュタイはこの「証書」の成立状況を推測しているが¹⁵⁾, その要旨にそって述べれば以下のようなようである。

エルペール4世以後のヴェルマンドア伯は12世紀前半を通じて, サン・カンタン地方の支配に本腰を入れて取り組まなかった。エルペールの婿で国王アンリー1世の息ユグ・ル・グラン Hugues le Grand (1080-1102)¹⁶⁾ は第一回十字軍に参加し, その上聖地旅行の果てで死ぬ。次の大物ラウル1世 Raoul I^{er} (1102-1152)¹⁷⁾ はルイ6, 7世のセネシャル *sénéchal* であり, 王妃の姉妹を妻とし, 国王のクリアで裁判や遠征軍の指揮に明けくれて, ほとんどヴェルマンドアにはいなかった。ラウル2世 Raoul II (1152-63?) は癩病の少年伯であった。このようにして, サン・カンタンは支配の「真空地帯」となった。この状態は市民が都市自治を強化するに有利であった反面, 在地の貴族たちとの抗争や伯に就任したラウル1世による駐屯部隊の強制や金銭の強要もあり, 市民の生活は困難・不安定であった。ここに市民自体による都市の平和獲得の必要が生じ, 市民は自らの決定と誓約にもとづいてエルペール4世期の当市の慣習・特権に新たな慣習・特権を追加するに至った。「証書」はこのような市民自体によるコミューンの発展段階に主として応じるものであろう。このうちいくつかの諸特権はラウル1世によって金銭で認められたと思われる。ラウル2世期にも都市自治は発展する他はなかった。

プティ・デュタイにそったこのような見解は, 仮説であるには違いないがかなり納得のいく説明である。たしかに, 「証書」は解説書¹⁸⁾的性格を持つからでもあるが, 市民自体が決定・誓約したことを何度も強調しており, 前述した内容からみても, 市民自体の規約的性格を強く持っている。一方, 貴族・騎士のコミューン維持の誓約からの離脱という推定される事実をふくめて成立時そのものとは違った発展段階を示しているこの「証書」は特にラウル1世¹⁹⁾に黙認ないし特権として一部公認されている可能性が非常に高いと思われる。市民の主体性を示すこの「証書」は, セネシャルの地位を維持するためにサン・カンタン市を不在にして都市支配を行おうとしたラウル1世期の特有な状態に主として呼応していて, その諸特権のいくらかはラウル1世によって金銭で認められたのでは

なかろうかと思われる。勿論、現実にどれだけの条項が認められていたのかは確定できそうにない。しかし、「証書」の持つより重要な点は、以下のことであろうと思う。

つまり、領主（伯）公認の有無はともかくとして、市民自らが特に都市の平和を維持する権利を主張し、その要求を市民間で情報交換して領主にできるだけ認めさせようとしていることである。後者の事実は市民がその要求の何んらかの成文法化を求める努力の表われとも考えられる。サン・カンタン市民が「証書」を送って、「我々（サン・カンタン市民）は次のことを誓約した……」《*Nous avons juré que...*》²⁰、「あなた方（ウー市民）は次のことを知るべきだ……」《*Et sachez que...*》とウー市民に伝えたのはこれらの重要な動向をよく示している。なぜなら、ウー伯ジャン1世 *Jean I^{er}* (1139-70) がウー市民にコミュニーを許可し「サン・カンタンのコミュニーの実例にならって固く保持する」ことを認めたのは「証書」が送付されたと同じ時期の1151年にはかならない²¹からである。実際に「証書」の内容がウー伯の特許状賦与にどれ程生かされたのかを解明する手掛りは筆者には不足している²²。しかし、サン・カンタン市民もウー市民も「証書」の伝える領主の恣意や在地の貴族・有力者の圧迫を排した自主的な平和を求め、その要求をできるだけ領主に認めさせ或いは成文法化させようとしたことは否定できそうにない。そうでなければ上述したような市民間の情報交換の主な目的を理解することができないからである。

「証書」の伝える特に都市の平和を求める市民の自主的な姿勢とその内実なくしては²³コミュニーの発展はあり得ないであろうと思われる。

3. おわりにかえて——「証書」以後の動向に関する若干の考察

市民自体の誓約・決定によって都市の平和を具体的に確保するという路線は、コミュニーの成立・発展を通じて一貫して見い出すことができる。サン・カンタンの「証書」の伝えるコミュニーはそのような路線の一つの典型を示している。一方、コミュニーはその成立時当初から司教、伯、聖職者、貴族・騎士、その他の領主といった種々の地域権力に誓約を求め、公認されることによって一層の現実性を備える。12世紀初めのノアイヨンのコミュニー設立以後は国王が介入しはじめ、Ph. オーギュスト期になるとコミュニーは大筋として国王との同盟の時期を迎える。このような既存の権力と現実的な関係をもつことは、コミュニーの成立・発展にとって見落すわけにはいかない一側面であろう。最後に、このような側面で見られる問題点について、サン・カンタンのコミュニーの「証書」以後の動向を通じて若干触れてみたいと思う。

ラウール1世の婿であるフランドル伯フィリップ・ダルサス *Phillipe d'Alsace* (1168-91) が姻戚関係を利してヴェルマンドアを実力で領有するに及んだとき、1179年に彼はサン・カンタン市を攻囲した²⁴。マルシエンヌ修道院長アンドレの述べるその状況は、フランドル伯フィリップはサン・カンタンとペロヌヌを手荒く襲い、長い間市民に数々の屈辱のすべてを耐えしのばせた程²⁵であった。彼はこの過程で行政・裁判権の再編成を通じてサン・カンタンのコミュニーを破棄することをめざし、このような動向は彼の支配下にあるフランドル、アルトア、ヴェルマンドア諸都市の状況と軌を一にしていた²⁶といわれる。従ってサン・カンタンのコミュニー破壊はフィリップ・ダルサス自体の都市政策全体との関係で位置づける必要があろう。又、このコミュニー破壊はフィリップとエレオノールとの間で行われたヴェルマンドア領有をめぐる領主間の闘争との関係でもまず考えてみるべきであろうと思う²⁷。

フィリップ・ダルサスの死で女伯エレオノール *Éléonore de Vermandois* がヴェルマン

ドアとサン・カンタンを領有するに至ったとき、市民がサン・カンタン市の特権回復を請願し²⁸⁾、エレオノールは特許状という形でその一部を回復させたこと（1191年頃）は注目してよい。勿論、この場合だけに限らず、市民が法的保障で万事安泰と考えたわけでは決してないのであるが、それにしても彼らの求める都市の平和は確実に永続するという一定の観点を抜きにしては考えられず²⁹⁾、領主も又これを認めてその際特許状という形で一種の永続性確保を狙ったように思われる。このような事情はサン・カンタンの特許状に限らずその序言に明記されることになったが³⁰⁾、なかでもポンティウ Ponthieu 伯諸都市の事例³¹⁾は注目される。

1195年、Ph. オーギュストは近い将来サン・カンタン市を領有する際の布石としてエレオノールの特許状を確認したのであるが、その序言³²⁾からは国王側が上述したような特許状の利点を認識しているばかりか、更に将来の改廃にも備えようとする積極的な側面を示していることを読みとることができる。このような積極性は、勿論サン・カンタン市個々の事情もあろうが、王権自らによる特許状の賦与をそのコミューン政策の重要な一支柱にしようとする Ph. オーギュスト期の動向に応じるものではなかろうかと思われる。

一方、サン・カンタン市民はコミューン成立以後に高揚した自治意識とその内実を前史として踏えながら、一種の妥協 *compromis*³³⁾ によってこの特許状に少くとも同意し実質上の自治を確保したように思われる。同特許状は「証書」の自治内容よりも後退を示しているが、国王側も以前のコミューンの内実をある程度認めることによって、サン・カンタンのコミューン市民に一定の自治を保障することになったといえるであろう。

注

1. サン・カンタンはノアイヨン Noyon 司教区に属し、司教座都市ではない。もと、サン・カンタンにあった司教座は6世紀に聖メダール Saint Médard によってノアイヨンに移された。12世紀初め頃のギベール・ド・ノジャンの自伝では、ラン Laon, ノアイヨン, アミアン Amiens などの *urb* に対して、サン・カンタンは *oppidum* と称され、軍事的拠点としての性格を濃厚に持っていたようである。Ch. Seymour, Jr., *Notre-Dame of Noyon in the twelfth century*, 1968, p. 4. Guibert de Nogent, *De vita sua*, ed. G. Bourgin, 1907, p. 130, 158, 198.
2. この「証書」*Établissement* はウー Eu 市民の要請でサン・カンタン市民が同市に書き送ったものである。1151年頃の原本は失われたが、14世紀半ばのフランス語訳という形でウー市の都市文書集 *Livre Rouge* に収められていた。A. Vermeesch, *Essai sur les origines et la signification de la commune dans le nord de la France (XI^e et XII^e s.)*, 1966, pp. 98-99.
3. *Ibid.*, p. 101. 現代フランス語とは多分単なるミスもふくめてかなり違っているが、意味は十分に理解できる。
4. *Ibid.*, p. 101. Ch. Petit-Dutaillis, *Les communes françaises, caractères et évolution des origines au XVIII^es.*, 2. ed., 1970, p. 60. もっとも、この序言ではエルベールの許可には触れず、在地の貴族 *omnes Veromandie pares, qui tunc temporis majores habebantur* が聖職者・騎士と共にコミューンの維持を誓約したと述べている。
5. 神の平和は北フランス・ランス Reims 教会地方にもソアソン Soissons, ボーヴェ Beauvais 両司教の努力で1024年以来持ち込まれ、1030年にはサン・カンタンの属するノアイヨン・トゥルネー司教区の司教もフランドル伯のてこ入れを得て大規模な平和の集団誓約を行おうとした。その後、ランス教会地方の神の平和は、民衆レベルでの高揚、フランドル伯の主体的な介入による神の休戦への転化を経て、1093年のソアソン公会議以後同教会地方にも司教区軍による平和確保をめざすブルジュ Bourges 方式が導入された。この決議はノアイヨン司教ボードリ Baudry

- (1098-1113)によっても程なく批准されている。1108—9年の同司教によるノアイヨン市自体におけるコミュニティの設立は、不明な点が多いけれども、国王がコミュニティに介入しはじめるという事実とともに、上述したような動向の延長にとらえ一面では教区コミュニティとしての性格を指適することも不可能ではないように思われる。E. I. Strubbe, *La paix de Dieu dans le nord de France, La paix, I^{ère} partie, «Recueils de la Société Jean Bodin XIV», 1961, pp. 489-501.* M. Bloch, *La société féodale, 5. ed., 1968, p. 576.* Vermeesch, *op. cit., pp. 68-69.* ノアイヨンのコミュニティ成立については, *Ibid., pp. 105-108.*
6. Guibert de Nogent, *op. cit., p. 158.* «...eo quod apud Noviomagensem urbem et Sancti Quintinense oppidum ordine scripta extiterant.» G. Bourgin はこのサン・カンタン特許状の成立を1102年に置いている, *Ibid., p. 158, n^o. 1.* 前書の英訳本編者 J. F. Benton も1102年頃としている, *Self and society in Medieval France, the memoirs of abbot Guibert of Nogent, 1970, p. 168, n^o. 5.*
 7. Vermeesch, *op. cit., pp. 101-102.*
 8. *Ibid., pp. 99-100.*
 9. 「証書」は A. Giry, *Etudes sur les origines de Saint-Quentin, dans E. Lemaire, Archives anciennes de la ville de Saint-Quentin, t. I, 1888,* エレオノールの特許状の一部(他は散失)は H. Bouchot et E. Lemaire, *Livre rouge de l'hôtel de ville de Saint-Quentin, 1881, p. 319,* 前者の確認である Ph. オーギュストの特許状(若干の付加を伴うが欠損のある前者のほぼ完全なコピーと考えられている。Petit-Dutaillis, *op. cit., p. 55.* 従って、以下ではその内容を問題とする場合、同特許状のみを対象とする)は *Recueil des Actes de Philippe August, t. II, p. 14, n^o. 491* にそれぞれ載せられている(筆者未見)。Petit-Dutaillis, *op. cit., pp. 54-70* でもこれら前三者の条項の詳細な分析がされているので、以下では同書を手掛りとする。フルメースの前掲書, H・プラーニッツ, 鯖田豊之訳『中世都市成立論』1959も参照した。尚「証書」の特徴と対照・比較するために以下では Ph. オーギュストの特許状の要点を逐次注記する。
 10. 聖母マリアの潔めの祝日(2月2日)から4月末まで「春の種蒔きのために」、また聖ヨハネ saint Jean-Baptiste の降誕祭(6月24日)から聖マルタン Saint-Martin の祝日(11月11日)まで「刈入れのために」、それぞれ長期の外出許可を有す。
 11. Ph. オーギュストの特許状では、国王の体僕 *hommes de corps* は加入できない(art. 6)。一方、国王の自由民と他の領主のオナム *hommes* は加入できる。同特許状が示すサン・カンタン市の主な人口構成はコミュニティ市民のほか、コミュニティ非構成員の騎士・陪臣 *vavasseur*・下士 *sergent*、及びサン・カンタン教会の僧院長・参事会員をふくむ聖職者から成っている。
 12. Ph. オーギュストの特許状ではエシュヴァン裁判所は主権者に属し、包括的な権限を持つ。コミュニティ市民も同裁判所の管轄下にある。序言にもコミュニティ設立の理由の一つとしてエシュヴァンの裁定なしにはコミュニティ市民を起訴できないことがあげられているように、市民は上の事実を一つの特権とみなしているようである。同特許状によれば、サン・カンタン市には教会が留保している裁判権を除いて、エシュヴァン裁判所以外に次の二つの裁判所がある。一つは伯(城代)の裁判所で高級裁判権をエシュヴァン裁判所を通じて留保している。他は市長と陪審員によるコミュニティ裁判所で、制度としては独立しているが、取扱う訴訟・制裁からみて既存の裁判権を補強する位置に甘んじている。
 13. この範疇は成立時のコミュニティ維持の誓約には参加していた在地の貴族 *pairs (pares) du Vermandois*, 騎士 *petite Noblesse* を主としてさしている。前者はいわゆる都市貴族ではなく、伯領内の有力な領主・貴族であると思われ、騎士をかかえている。後者も居住の一つの中心をサン・カンタン市外に持っているのが一般的なようである。Petit-Dutaillis, *op. cit., pp. 64-65, p. 297, n^o. 107* 参照。

14. Ph. オーギュストの特許状の軍役に関する条項では次のように変更されている。国王がコミューンに召集をかける度毎に、コミューンは国王の歩兵隊 *exercitus* や騎馬視察 *equitatio* に参加しなければならない (art. 31)。しかし、都市防備のための施設設置権は市長と陪審員に与えられており (art. 37)、サン・カンタン市自体の防衛の責務は彼らにまかされているようである。全体として、同特許状がサン・カンタン市を王国防衛の一拠点とする代償に当時としてはかなり大きな自治権を市民に与えていることは次の財政上の諸特権からも窺われるであろう。領主(国王)の恣意的な課税は禁止され、水車・パン焼きがま使用強制もない。死亡税 *mainmorte* も廃止されている。更に、都市運営の財源が不足した場合にはコミューンの自主的な課税が認められている (art. 53) はか、一部の関税を道路維持に罰金収入を防備施設に夫々あてることもできる。貨幣鑄造権はコミューンにはないが、通貨変更には同意を要する。
15. Petit-Dutaillis, op. cit., pp. 66-67.
16. エルペールの娘アデル *Adèle* が伯職を継いでいたともいわれるようである。Seymour, op. cit., p. 10, n°. 45. ルイ6世がアミアンのカスティヨンの塔 *Tour du Castillon* の攻囲——これは同市のコミューン市民の戦いでもあった——を完了した1116年末頃に、ヴェルマンドア家にアミアン伯領を取戻させたのはこのアデルによってである。Vermeesch, op. cit., pp. 113-116. Guibert de Nogent, op. cit., p. 198.
17. ルイ6世のいとこであるこの青年大貴族は、ランのコミューン反乱を支援した後一方ではアミアンのコミューンに敵対することになった傑物トマ・ド・マルル *Thomas de Marle* の宿敵でもあった。彼はこのトマを1130年に国王がクーシ城攻めで粉砕するのを補佐した。A. Luchaire, *Les premiers Capétiens 987-1137, dans Histoire de France, t. 2, ed, E. Lavisse, 1969, reprinted, p. 313, 315.* ラウールの弟ノアイヨン司教シモン *Simon de Vermandois (1122-48)* をふくめて、当時ヴェルマンドア家は王権と際立った連帯を示している。Seymour, op. cit., p. 10, 16. 尚、フェルメースはラウールの伯就任年代を1120年としており(1118年とも言う。Vermeesch, op. cit., p. 100, 156, n°. 514. p. 167.), この方が妥当な見解ではないかと思われる。しかし、注6.の特許状との関係でやや問題となるほかは、着任年代自体の確定は本論とはほとんど無関係なので、一応プティ・デュタイイ説に従っておく。
18. Vermeesch, op. cit., p. 99.
19. フェルメースもラウール1世期を重視している。Ibid., p. 100. しかし、彼は市民の一種の独立状態 *une sorte d'indépendance* について述べている。Ibid., pp. 167-168.
20. 「証書」art. 7 の書き出しである。
21. «...communione...tenendam et habendam ad formam et ad exemplar communionis Sancti Quintini et ad easdem consuetudines quas Herbertus, comes Quintiniensis, in sua comunione predicta instituit.» 同特許状には日付がないが、ウー市古文書の初期の封印 *scellé* に «Incipit carta de comunione Augensi, facta anno ab Incarnatione Domini M°C°LI°» とあり、又 «secundum scripta Sancti Quintini» とある。尚、フェルメースは「証書」の送付が同特許状の賦与に先立ったと考えている。Vermeesch, op. cit., pp. 98-99, n°. 246, 248. Petit-Dutaillis, op. cit., p. 297, n°. 106 も参照。
22. ウー伯ジャン1世が貧富を問わずウー市民にコミューンを許可したのは、コミューンが在地の有力者 *puissants* の掠奪の習慣に対抗して秩序と平和を維持するにふさわしい主要な手段であると認めたからであるといわれる。Petit-Dutaillis, op. cit., p. 82. 又、同特許状は小特許状であるともいわれる。Ibid., p. 93.
23. フェルメースによれば、コミューンは解放都市 *villes franches* と同様に平和の制度であるが、後者が都市領域内に実施されながらも市民に保障する力をまかしていない *paix seigneuriales* であるのに対して、前者は秩序を維持する権利を自らが行使する *paix urbaines* である。Vermeesch, op. cit., p. 171.

24. ヴェルマンドアの相続人はフィリップの妻エリザベト *Élisabeth* であり、同女死亡時の相続権はその姉妹エレオノール *Éléonore de Beaumont* (後の *Éléonore de Vermandois*) が持っているようである。従って、フィリップとエレオノールとのヴェルマンドア領有をめぐる公然たる争いはエリザベトの死 (1182年) 後であろうが、この時点でもすでにその兆があったのではなからうかと思われる。Petit-Dutaillis, op. cit., p. 61 参照。
25. «Anno Domini MCLXXIX. Comes Flandrensis Philippus castra S. Quintini et de Perona graviter affixit eorumque cives obsidione et persecutione diu multumque humiliavit.» Chron. d'André, prieur de Marchiennes dans Vermeesch, op. cit., p. 100, n°. 253.
26. Petit-Dutaillis, op. cit., p. 61, pp. 67-69.
27. このサン・カントンのコミュニー破棄についてのフェルメースの見解 (Vermeesch, op. cit., pp. 167-168.) は筆者にはやや疑問なところがある。
28. Petit-Dutaillis, op. cit., p. 69.
29. Vermeesch, op. cit., pp. 151-152.
30. 例えばヴァランシエヌのコミュニー特許状 (1114) 序言：「いかなる成文法 *loi écrite* にも従っておらず、ただ慣習にしか拠っていなかったがために、当市が不安定な平和を持っていたとみなして、伯ボードアンは平和 *Paix* と呼ばれる法を制定した。」Vermeesch, op. cit., p. 151.
31. ポンティウ諸伯の数多いコミュニー認可はウー伯ジャン1世の場合と同様の見解に基づいている (注22参照)。そのうち、伯ギョーム・タルバス *Guillaume Talevas* (1103-26) がアベヴィル *Abbeville* 市民にコミュニーを許可したのは、伯領内の有力者の加害に対抗するために市民が金銭でそれを要求したからであった。当時は口頭による許可であったが、1184年になると伯ジャン *Jean* はアベヴィル市民の要求に基づいて、「書面の方が先々の記憶にもより効果的である」(特許状序言) として、以前には口頭で認めていたコミュニーを確認する公けの証書をこの際には市民に与えるに至ったというのである。ポンティウ諸伯都市の同様な例は *Doullens*, *Ponthoile* にもみられる。Petit-Dutaillis, op. cit., pp. 82-83. Vermeesch, op. cit., p. 152, n°. 490, p. 186.
32. 「以下のことを熟知することを強く望むものである……この規定はコミュニーを維持し強化するために作成された……従って、もしや子孫が当規定から離れたり、制定・確認されたものとは別の何かを樹立することを欲したとしても、共通の同意で余が作成した当文書によって、既成の事実を明白な仕方ですすことができるであろう。」Vermeesch, op. cit., p. 152, n°. 490.
33. Petit-Dutaillis, op. cit., p. 69.

Summary

This article considers about some characteristics in the urban development of the commune throughout analyzing “Le Établissement de la Commune de Saint-Quentin”. In short, it concludes as follows. This stipulation shows clearly that the bourgeois had positive attitudes especially for exercising by themselves their rights of police in the town. Without such an autonomy of the bourgeois, if not authorized completely, the commune would not have been able to make urban development in future.